

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【環境局総務政策部環境学習課】2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】3
- 街区の区域変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】4
- 街区の区域変更及び増設（2件）【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】6

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】10

北九州市告示第 237 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、平成 29 年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地 1 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州文学サロンの物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
京町銀天街協同組合	北九州市小倉北区京町一丁目6番30号2F	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第 239 号

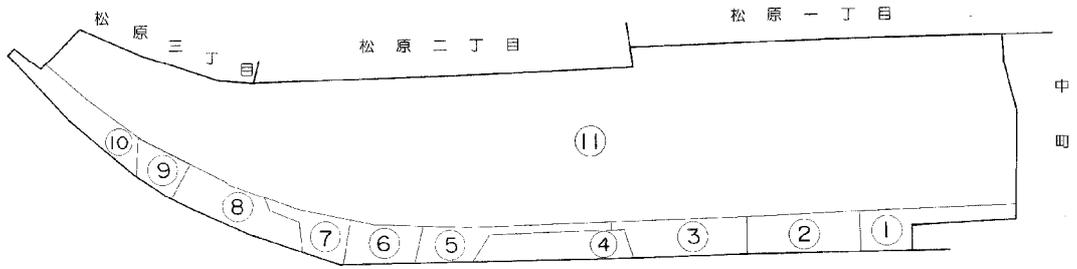
北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市門司区大里新町 9 番及び 11 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、平成 29 年 5 月 8 日から実施するので告示する。

平成 29 年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

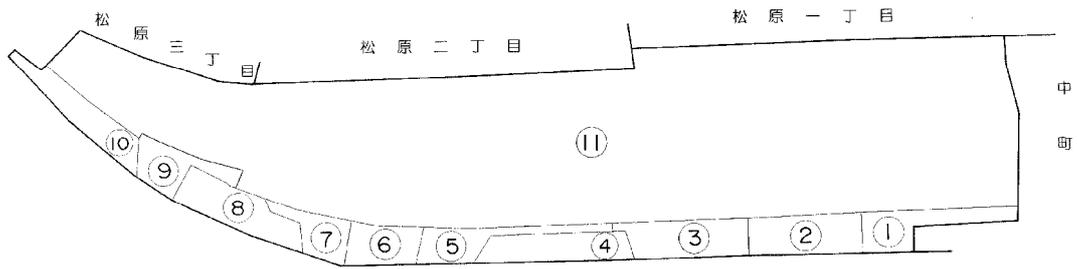
別図1

大里新町



別図2

大里新町



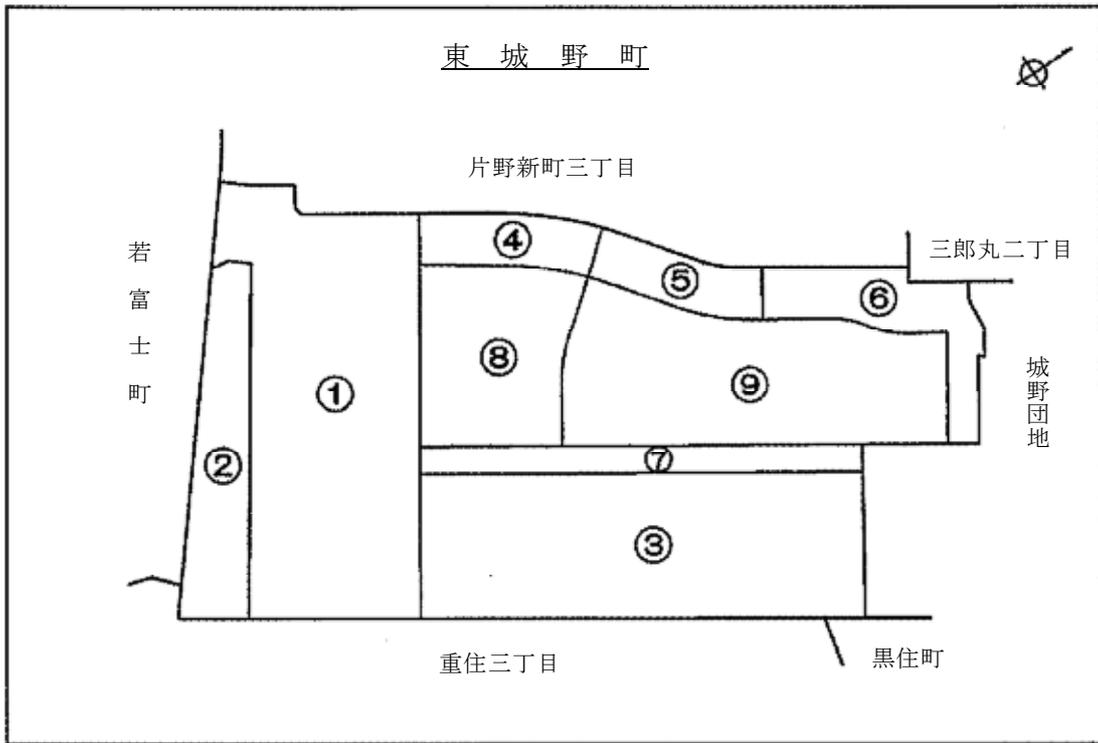
北九州市告示第 240 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉北区東城野町 9 番の区域について別図 2 のとおり街区を変更するとともに、別図 1 の同区東城野町の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、平成 29 年 5 月 8 日から実施するので告示する。

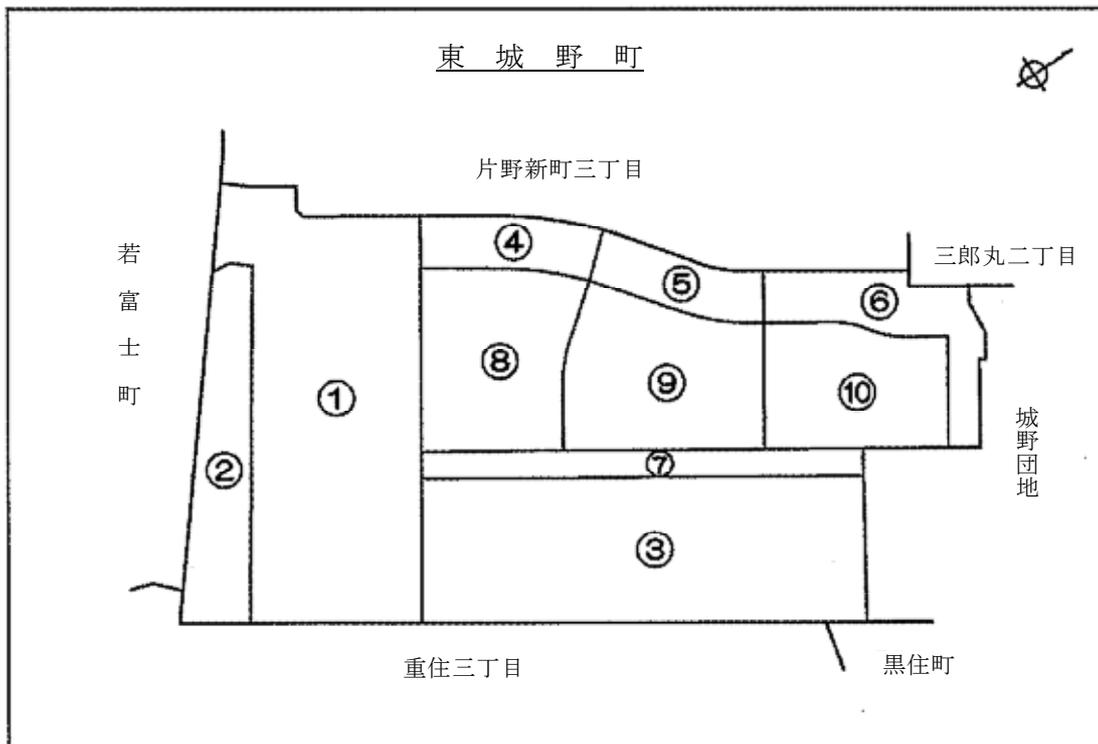
平成 29 年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



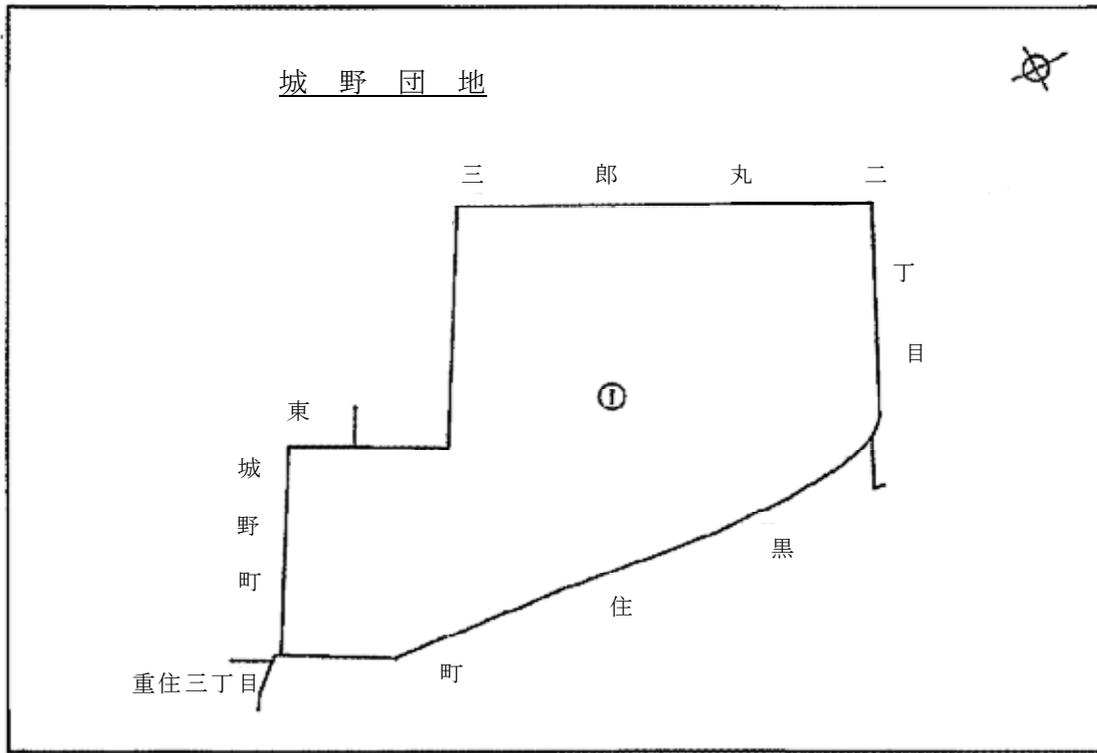
北九州市告示第 241 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉北区城野団地 1 番の区域について別図 2 のとおり街区を変更するとともに、別図 1 の同区域野団地の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、平成 29 年 5 月 8 日から実施するので告示する。

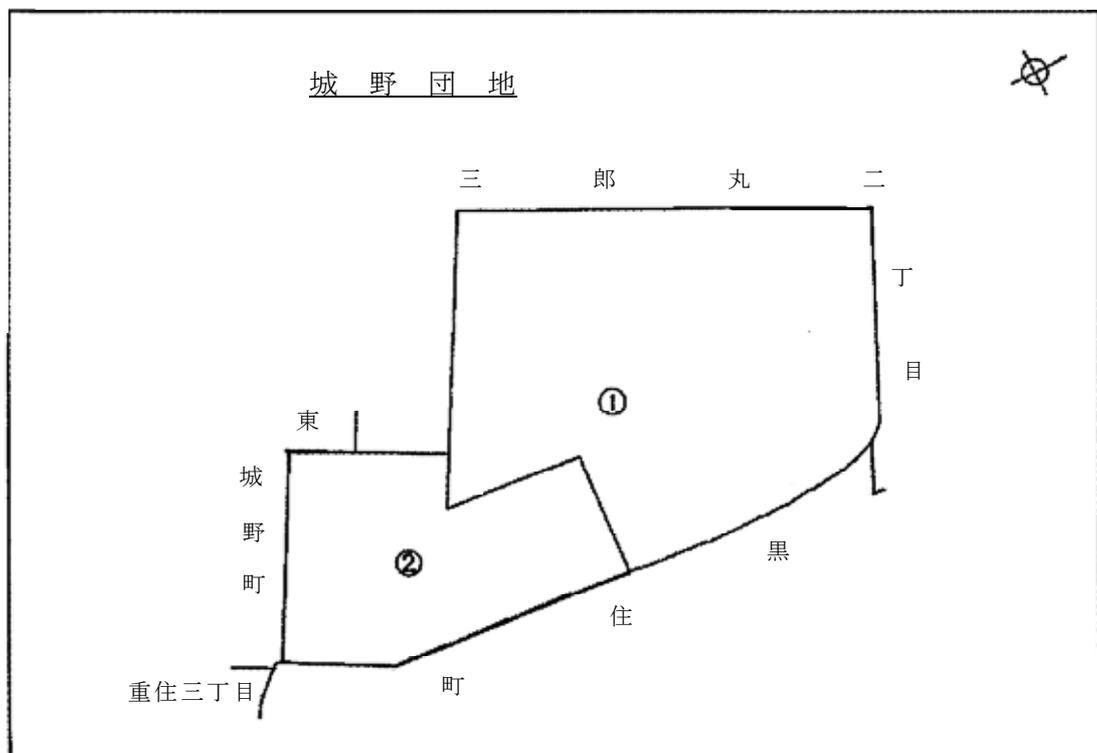
平成 29 年 5 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



北九州市公告第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年5月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ陣山店
北九州市八幡西区陣山二丁目25番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年12月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,308平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
51台
 - (2) 駐輪場の収容台数
16台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
13.02立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成29年4月27日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成29年5月8日から同年9月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年9月8日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見